

第二十一号議案

江戸川区公契約条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区公契約条例の一部を改正する条例

江戸川区公契約条例（平成二十二年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定公共事業である学校改築工事について、校舎の老朽化等による建替えを計画的に進めていくため、落札者の選定方法について規定を整備する必要があるの
で、本案を提出いたします。